

奨学金情報

| | |
|-----------|---|
| 団体名・奨学金名 | 一般財団法人 SGH 財団 私費外国人留学生奨学金 |
| 応募資格 | 2024 年 4 月 1 日現在 <input type="checkbox"/> フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ・ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジアの国籍を有する私費外国人留学生 <input type="checkbox"/> 春期（4 月）入学のみ対象・秋期（10 月）入学は対象外 <input type="checkbox"/> 学部 3 年次（医学部は 5 年次）に進学する 27 歳未満の者、大学院修士（博士前期）課程 1 年次に入学する 35 歳未満の者、大学院博士（博士後期）課程 2 年次（医学系研究科は 3 年次）に進学する 35 歳未満の者 <input type="checkbox"/> 学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者 <input type="checkbox"/> 他の奨学金を受給していない者 <input type="checkbox"/> 奨学金の給付期間中において、交流会・採用証書授与式に出席できる者 交流会：2024 年 10 月 19 日（土）～20 日（日）開催予定 採用証書授与式：2024 年 10 月 21 日（月）開催予定 <input type="checkbox"/> 奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者 |
| 支給金額 | ●学部・修士（博士前期）：月額 120,000 円 ●博士（博士後期）：月額 180,000 円 |
| 支給期間 | 2 年間（2024 年 4 月～2026 年 3 月） |
| 推薦予定人数 | 学部 1 名、修士（博士前期）1 名、博士（博士後期）2 名 （参考）全国での採用予定人員 学部及び修士課程 計 20 名 博士課程 5 名 |
| 学内の応募締切 | <u>3 月 28 日（木）（厳守!）</u> |
| 問合せ・提出先 | 国際交流チーム（留学生担当） 窓口を持参または郵送で提出してください。 郵送の場合は、3 月 28 日（木） 必着 でお送りください。 E メール： ryugaku@ab.mie-u.ac.jp 電話：059-231-9057 郵送先：〒514-8507 津市栗真町屋町 1577 三重大学 国際交流チーム（留学生担当） |
| 選考スケジュール等 | 5 月中旬ごろ大学へ通知（書類選考）※面接（Web を含む）を実施する場合がある |
| 併給の可否 | 不可 |
| 備考 | ● 申請前に必ず募集要項と奨学金申請の注意事項をよく読んでください。 ● <u>博士課程の学生は、修士修了時の成績証明書を提出してください。</u> ● <u>学部・修士に応募する人は、成績通知書に添付されている GPA 付成績評価表のコピーを提出してください。博士課程の人は、GPA 計算表で自分で計算してください。提出する成績証明書に GPA の記載がある場合は、GPA 計算表は不要です。</u> |

奨学金申請時の注意事項

1. 申請の前に

- ・必ず募集要項をよく読み、資格を満たしているか確認してください。応募条件や支給内容だけでなく、採用後の義務なども確認してください。（認定式や交流会などへの出席は必須。財団により定期的な課題提出などもあります。）
- ・申請に必要な書類がそろっているか、必ず確認してください。特に前課程の成績証明書の不足が多いので注意してください。
- ・財団によって選考方法が異なります。面接がある場合は、あらかじめ交通費、場所、日時などを確認し、必ず出席できるようにしてください。

2. 申請書類について

- ・継続申請の場合も、前回の内容をそのまま流用せず、新たな内容で願書を作成してください。
- ・消えるボールペン（フリクション）は使用せず、必ず黒のボールペンで記入してください。（消えるペンで書かれた書類は財団に提出できません。）
- ・選考の際、申請書類によってあなたの印象は大きく左右されます。選考する人が読みやすいよう、丁寧な記載を心がけてください。
- ・書き損じた場合は、修正液や修正テープや斜線での訂正はせず、新しく書き直しましょう。
- ・学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記入してください。
- ・記入上の注意や指定には必ず目を通し、それに従って記入してください。
- ・相手方に失礼のないよう、記入欄または指定文字数の7～8割を目安に記入するようにしてください。
- ・すべて書き終えたら、記入漏れなどがないか必ず確認してください。特に記入することがない欄も、「なし（数字なら0）」等と記入してください。
- ・PCで入力する場合、全ての文字が切れずに、枠内に収まっているか確認してください。

3. その他

- ・応募条件や申請書の書き方など、わからないことがあった場合は国際交流チームに問い合わせてください。個人で財団に直接問い合わせはしないこと。
- ・奨学金応募中、受給決定・内定中、受給中における退学、休学、留学および日本国外への出国の際は、事前に国際交流チームに連絡してください。
- ・大学を通さず直接応募または継続受給の申請等を行う場合は、必ず前もってその旨を国際交流チームに連絡してください。

【問い合わせ】

三重大学 国際交流チーム奨学金担当

E-mail: ryugaku@ab.mie-u.ac.jp 電話: 059-231-9057

〒514-8507 津市栗真町屋町 1577

公益財団法人SGH財団

2024年度

私費外国人留学生奨学生募集要項

2024年度奨学生募集について、日本の大学の学部もしくは大学院修士課程等に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

1. 応募資格

奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注：1）の国籍を有する私費外国人留学生（注：2）で、2024年4月1日現在において、（注：3）下記の要件をそなえる者とする。

（1）学部生は、3年次及び6年制学部コース（医・歯・獣医・薬学部）の5年次に進学する27歳未満の者。

大学院生は、修士課程（博士前期課程）の1年次又は一貫制博士課程の1年次に入学する35歳未満の者。

（2）学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。

（3）他の奨学金を受給していない者。

（4）奨学金の給付期間中において、当財団が主催する交流会・採用証書授与式に出席できる者。

交流会：2024年10月19日（土）～20日（日）開催予定

採用証書授与式：2024年10月21日（月）開催予定

（5）奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者

注1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。

フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア

注2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受給していない者をいう。

注3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

2.奨学生採用予定人員

20名 大学からは学部生1名 修士課程1名 計2名を推薦

3.奨学金

奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 120,000 円を毎月 5 日迄に給付する。

4.奨学金の給付期間

奨学金の給付期間は 2 年間とする。(2024 年 4 月から 2026 年 3 月まで)

5.応募の手続き

- (1) 奨学生に応募する留学生は、学部学生〈別紙様式 1-1、1-2〉又は大学院修士課程(博士前期課程)〈別紙様式 2-1、2-2〉の申請書等に下記の書類を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。申請には、所定の用紙内に収まるように記入すること。なお、すべての申請用紙に自筆で日本語で記入すること。

【注意】 記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

- ア. 指導教員等の推薦理由書〈別紙様式 1-3 又は 2-3〉(当該様式のみ本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> からダウンロード可)
- イ. 在留カードのコピー(表裏)〈別紙様式 1-5 又は 2-5〉
- ウ. 学業成績証明書
- エ. GPA 証明書(学業成績証明書に記載されている場合は省略可)
- オ. 在学証明書

- (2) 大学は、前記(1)の申請者の中から適当と認めた者について、学長の推薦書〈別紙様式 1-4 又は 2-4〉を添え、本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> の S G H 奨学生申請フォームより推薦する。

6.応募締切日

2024 年 4 月 17 日(水) 国際交流チームへの提出期限は3月28日(木)です

7.選考及び決定

本財団は、5 により大学から推薦(学部学生 1 名、大学院修士課程(博士前期課程) 1 名以内)があった者について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。

その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。

(2024 年 5 月下旬頃を予定)

8.奨学金の休止・停止及び期間の短縮

給付対象者の確定後、奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の給付を休止、停止及び給付期間の短縮を行うことができる。

- (1) 奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生として適性を欠くと認められるとき。

9.奨学金の復活

8により、奨学金の給付が休止若しくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合は、奨学金の給付を復活することができる。この場合、給付期間は通算2年間とする。

10.奨学金の打切り

奨学生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打切ることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学若しくは大学院において懲戒等の処分を受け、成業の見込みがないと判断される時。
- (3) 申請時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。
ただし、指導教員の転勤等により奨学生が転学又は進学する場合を除く。
- (4) その他本財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断される時。

11.転 退 学

奨学生が退学又は他の大学若しくは大学院へ転学した場合は、特別の事情があると認められるときを除き、奨学金の給付を辞退したとみなす。

12.返 納

奨学金の給付後において、8、10、又は11の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

13.報告書の提出

本財団が、奨学生に学業・研究等について照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。

14.届出の義務

奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、本財団に届出なければならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、所属大学又は家族から

届け出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故により、1カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 本人、家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

15.注意事項

他の奨学財団等から奨学金を受給している学生については、給付対象者とししない。

問合せ先

〒514-8507
三重県津市栗真町屋町1577
総合研究棟

国際・情報部
国際交流チーム 留学生担当

TEL 059-231-9057
FAX 059-231-5692
MAIL ryugaku@ab.mie-u.ac.jp

個人情報の保護について:

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として保護されます。

ただし、次のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者及び奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。